

今年の交流会・総会は三重で！

予告！！ 第24回生保裁判連総会 兼 交流会・in 三重

2018年10月21日（日）9:30～ 三重県津市教育文化会館

今年の裁判連の総会・交流会は、稼働能力等をめぐる訴訟で連戦連勝の三重で開催します。

現在内容を鋭意企画中です。皆さま手帳に予定をお書き入れください！

また、総会に先立つプレ学習会を下記のとおり開催します。

ご案内 プレ学習会 2018年6月23日（土）13時～17時

今秋の裁判連総会のプレ企画として、6月23日（土）13時から17時まで、総会開催場所と同じ、三重県教育文化会館で学習会が開催されます。生活保護裁判の現状やいのちのとりで裁判の状況報告に加え、事例検討会なども行います。どうぞご参加下さい。



福島市奨学金収入認定事件

弁護士（福島） 関根 未希

これまで多くの方にご支援いただいた福島市奨学金収入事件について、勝訴判決を勝ち取ることができたので、以下報告する。

1 事案

原告Aはシングルマザーで、娘である原告Bと二人で暮らしていたが、持病のため就労が困難となり、生活保護を受給していた。原告Bは、中学校教員の勤めもあり、努力の結果、教育委員会と社会奉仕団体の2つの給付制奨学金（合計年17万円）を受給できることとなり、高校に進学した。

原告Aは、事前に、福島市（以下「被告」という）のケースワーカーに奨学金の取扱いについて問い合わせ、資料を提出して生活保護費では賄えない不足が発生していることを相談していたが、被告福祉事務局長は、平成26年4月及び5月に奨学金全額（4月に支給された4万円、5月に支給された5万円）を収入認定し生活保護費を減額した（以下「本件各処分」という）。原告Aは、福島県知事に対して審査

請求を行ったが、同知事は棄却判決を下したため、原告らは厚生労働大臣に対して再審査請求を行いつつ、平成27年4月、被告に対し、処分の取消しと国家賠償（慰謝料）の支払いを求め、福島地裁に提訴した。同年8月に、厚生労働大臣が本件各処分は不当として取消判決をしたため、処分取消しについては訴えを取り下げた。

被告は、訴訟において、(1)被告福祉事務局長に法的な調査義務は存在しない、原告Aから挙証資料の提出がなかったために自立更生計画書が妥当な

ものか判断できなかった等と主張して違法性を争うとともに、(2)事後的に奨学金相当額を追加支給したため、損害は発生していないと主張した。

2 判決に対する評価

福島地裁は、原告らに各5万円（計10万円）の賠償を認めた。

(1) 法的な助言調査義務を認め、違法性を肯定

給付型奨学金は、次官通知第8の3

(3)エに該当するものと判断された。本判決は、「保護費で賄えない就学費用が現実には発生した場合には」「生活扶助費に不足することは十分にあり得るのであるから」「給付型奨学金を収入認定することについては慎重な態度で臨むべきである」と判断した。

そのうえで、生活保護法上明文の規定のない「被保護者に対して適切に助

言するとともに、自ら調査すべき義務」を正面から認め、収入認定除外の検討を行わず、厚生労働省に問い合わせずらした被告福祉事務局長の処分の違法性を肯定した点は正当なものとして評価できる。

(2) 原告らの心情に踏み込んだ慰謝料の認定

「奨学金が収入と認定され、生活保護費が減額されたとしても、高等学校への通学を継続しなければならぬから、その結果、生活費をきりつめて困窮した生活を送らなければならぬから、このようなことから、事後調整や追加支給は合理性がない」とし、被告の主張を明確に排斥した。

また、実際にきりつめた生活を余儀なくされ、就学生活を支えることができなくなるかもしれない原告Aの深刻な不安に踏み込んだ。原告Bについては、「本件各奨学金を獲得するため、相当な努力をしたものと考えられるところ、このような事実上の没収により、原告Bは、思春期の多感な時期に、生活保護受給世帯に生まれたという本人には如何ともしがたい事情で自らの努力を否定されたとも受け取れる経緯を余儀なくされた」と認定し、賠償に値する損害が現に生じたことを認めた。

3 残された問題

自治体によっては、自立更生計画書の提出すら求めず奨学金については包

括的に収入認定除外する運用を行っている場合もある中で、判決は、給付型奨学金について、次官通知第8の3(3)ア及びイへの該当性を否定し、被保護者に対して自立更生計画書の提出を求めること自体は違法とまではいえないと判示しており、その点は不十分である。再発防止のためには、そもそも奨学金は収入認定の対象としない(次官通知第8の3(3)アや同イに該当する金銭と同様に扱う)とする生活保護実施要領の改正が必要と考える。

また、福島市は、原告、弁護士及び支援団体からの懇談の申入れを拒否している。本判決をどのように受け止めているか明らかにせず、原因究明や再発防止対策を行おうとする姿勢は全く見受けられない。本件の賠償金10万円につき、原告代理人は福島市の代理人に対して、経費を確定し収入発生の有無を確認してから収入申告や自立更生計画書の提出をする旨連絡していたにもかかわらず、担当ケースワーカーがそれを無視して、福島市が賠償金を代理人口座に送金した翌日に、原告Aに対して自立更生計画書を提出するようという一方的な連絡を行うなど、配慮に欠けた運用が続いている。

私たちは、原告らや支援団体とともに、本件の完全解決や福島市における生活保護制度の運用改善のために引き続き活動していきたいと考えているた

め、引き続きご支援及びご協力をお願いしたい。



保護累積金の収入認定につき勝利判決!

「保護費の趣旨目的にかなう使用について指導又は助言をせずに行った収入認定処分を取消す(北海道知事平成29年11月24日裁決)」
事務局 吉永 純

1 事案の概要

請求人が保護開始後に保護費等による累積金である預金計50万円余を資産申告したところ、請求人の「これらの預金は家電品の買換えや将来の生活に対する漠然とした備えとして、節約して貯めたものである」と述べた。その後の調査でさらに預金が判明し預金額は総計93万4603円となった。処分庁は、これらの預金について、老人保有金として20万円及び耐久消費財の更新費用として20万4,660円の合計40万4660円の保有を認めることとし、残り52万9843円については6分割して収入認定した(本件処分)。請求人は本件処分を不服

としてその取り消しを求めて審査請求したもの。

2 裁決要旨(請求認容)

本件預貯金についての請求人と処分庁のやり取りにおいて、2日間の面接を除いては「処分庁が請求人に対し、本件預金等の使用目的に関して何らかの説明をし、又は計画的な支出について助言若しくは指導をした」という事情は窺われない。処分庁の説明内容(老人保有金及び耐久消費財の購入費用しか容認できないかのような説明)では「請求人が、これらの使用目的以外に、後に貯蓄の目的として述べている旅行や納骨堂購入のために支出できる余地がある」とは考えられなかったとしても無理はない。

「そうすると、本件預金等の使用目的を聴取するために行った処分庁の説明等の内容は十分なものとはいえず、また、使用目的の聴取の過程において、請求人の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から本件預金等の計画的支出について具体的な助言又は指導を行ったものと認めることはできない」。

・「将来の生活に対する漠然とした備え」が意味するところの具体的な内容について聴取し、本件預金等の計画的な支出について必要な助言又は指導を行うべきであった。

・「処分庁としては、原処分を行うに当

たつて、少なくとも、こうした目的で本件預金等の支出を計画していること及びそれぞれの支出にどの程度の額を充てる予定であるかについて、請求人から聴取し、これが保護の趣旨目的に反しないものかどうかを検討し、仮にそうでない場合には、趣旨目的にかなった使途について指導又は助言をし、それでもなお、その使用目的が保護の趣旨目的に反すると認められる場合に、収入認定を行うなどの検討する手順を踏む必要があった」。

・「原処分は、判断に至る過程において、請求人に尽くすべき説明又は指導若しくは助言を十分に行ったものとはいえず、その判断過程に妥当性及び公平性に欠く点があるから、これを違法な処分というべきかどうかはともかく、不当な処分と言わざるを得ない」。

3 コメント

・保護費等の累積金の収入認定に当たっては、「請求人の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から本件預金等の計画的支出について具体的な助言又は指導」する義務があることを認め、処分庁は「趣旨目的にかなった使途について指導又は助言」をする必要があり、それをしないで行った収入認定処分は取消されるべきことを認めた。保護累積金の収入認定手順を示すとともに、預金等の計画的支出について具体的な助言又は指

導」する義務があることを認めた点で重要な意義がある。また、旅行や納骨堂費用など具体的に支出が認められる費目を示した点も意義がある。

